

○新潟大学災害・復興科学研究所の共催及び後援名義等の取扱いについて

(平成 23 年 4 月 1 日災害・復興科学研究所長裁定)

改正 平成 28 年 7 月 15 日 令和 4 年 10 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱は、災害・復興科学研究所（以下「本研究所」という。）が団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業について、共催、後援又は協賛等する場合に必要な取扱いを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取扱いにおいて「事業」とは、団体等が主催する会議、研究会、シンポジウム、フォーラム、講演会、キャンペーンその他の催事をいう。

2 この取扱いにおいて「主催」とは、開催する事業について、すべての責任を負うことをいう。

3 この取扱いにおいて「共催」とは、団体等が主催する事業について、本研究所が共同して開催することをいう。

4 この取扱いにおいて「後援又は協賛」とは、団体等が主催する事業について、本研究所がその趣旨に賛同し、本研究所の名義の使用を認めることをもって支援又は援助することをいう。

(団体等についての承認基準)

第 3 条 団体等についての承認基準として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校又は学校の連合体

(3) 公共組合

(4) 公益法人、国立研究開発法人、独立行政法人、学協会、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体（ただし、宗教法人を除く。）

(5) 新聞又はテレビ等の報道機関

(6) その他事業内容についての承認基準に該当するものと認められる団体等  
(事業内容についての承認基準)

第 4 条 事業内容についての承認基準として、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) その目的が教育、学術、文化の向上普及に寄与するものであること

(2) 政治団体、宗教団体の活動及び特定の宗教もしくは政治の活動と認められる事業でないこと

(3) 公共性があり、営利を目的としないものであること

(その他の承認基準)

第5条 その他の承認基準として、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 団体等の存在が明確なものであること
- (2) 事業計画が明確であり、当該事業を遂行できると認められるものであること
- (3) 講演会にあつては、その講師が事業目的に真に適当な者であると認められるものであること
- (4) 事業の開催、開設等の場所は公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること

(申請)

第6条 申請は、災害・復興科学研究所共催等申請書により申請するものとする。

(承認の決定)

第7条 共催等を希望する団体等から本研究所長に申請があつた場合は、本研究所長が承認の決定をするものとし、教員会議に報告をするものとする。

2 承認に際しては次の各号の条件を付すこととする。

- (1) 申請時の事業計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること
- (2) 事業終了した場合は、開催結果報告書（後援及び協賛の場合を除く。）を提出すること

(事務)

第8条 本取扱の事務は、研究企画推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この取扱に定めるもののほか、共催及び後援名義等に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この取扱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成28年7月15日)

この取扱は、平成28年7月15日から実施する。

附 則(令和4年10月14日)

この取扱は、令和4年10月14日から実施する。